

地域共生型廃棄物発電等導入促進事業



【令和8年度要求額 1,696百万円 (1,696百万円)】



地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進します。

1. 事業目的

- 再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電や廃棄物由来の燃料製造等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進する。
- PCBを含有した変圧器等を高効率製品に交換にすることによるCO2削減推進、脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業

再生利用が困難な廃棄物からの熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入等による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援し、**創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す。**

本事業では、地域貢献等の要件を満たす事業の廃熱を高効率で熱回収する設備（熱や電気等を施設外でも利用すること）及び廃棄物から燃料を製造する設備（燃料が地域内産業で使用されること）の費用の一部を補助する。

※設備補助は高効率や高度化事業に資する改修・更新の場合も対象。

(2) PCBを含有した変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図るため**、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBを含有した変圧器等の高効率製品への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態（間接補助）
 - (1) 熱回収事業 補助率 1/3（上限1.5億円 但し、発電能力2MW以上は3億円）
 - 燃料製造事業 補助率 1/3（上限1億円 但し、高度化設備導入の場合は1.5億円）
 - (2) 補助率 1/3（上限100万円）、1/10
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 (1) 令和7年度～令和11年度、(2) 令和7年度～令和8年度

4. 事業イメージ

